

(2) 自治会連合会 参考資料

鹿沼市自治会連合会会則

(名称及び所在)

第1条 本会は、鹿沼市自治会連合会と称し、事務所を鹿沼市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、鹿沼市内の自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、各自治組織の健全な発展を期するため、相互の親睦及び連絡強化を図り、市の発展と市民福祉の増進に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 自治組織の発展向上を図るための調査研究
- (2) 市及び他の公共団体や関係団体との連絡と協力に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 3名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長及び会計は理事の中から、監事は会員の中から、理事会において選出する。

2 理事は、別に定める地区毎に選出する。

(役員承認)

第7条 前項で選出された役員は総会で承認を受けるものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計事務にあたる。
- 4 理事は、本会の事業の推進にあたる。

5 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、定期総会、三役会及び理事会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、理事会の議決又は構成員の2分の1以上の要請があったとき開催する。

4 三役会、理事会は必要に応じ開催する。

5 会議は、すべて会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

(1)会則の改廃に関すること

(2)事業計画及び収支予算の承認

(3)事業報告及び収支決算の承認

(4)その他会長が必要と認める事項

(三役会)

第12条 三役会は、次の事項を審議する。

(1)本会の事業及び運営に関し、特に協議を要する事項

(2)会長が必要と認め、かつ緊急を要する事項

(3)理事会の委任を受けた事項

(理事会)

第13条 理事会は次の事項を審議する。

(1)連合会の会務の運営と執行に関する事項

(2)総会に付議する事項

(3)その他会長が必要と認める事項

(専門部会)

第14条 本会の事業を円滑に実施するため、理事会内に、次の各号に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

(1)「総務部会」

本会の運営、財政、企画及び他の部会に属さないこと

(2)「社会部会」

交通安全、防犯、防災、青少年健全育成その他の地域社会づくりの推進に関すること

(3)「生活環境部会」

公害防止、清掃、緑化推進、都市の整備その他生活環境の美化に関すること

(4)「広報部会」

本会会報の発行及び啓蒙に関すること

2 理事はそれぞれ1箇の部会に属するものとし、部会の所属は、毎年度初めに理事会で決める。

3 各部会に部会長及び副部会長各1人をおき、部会員が互選する。

4 部会は、部会長が招集し会議を主宰する。

5 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長に通知するとともに、部会の経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

(特別委員会)

第15条 本会の運営に関し、特別な調査・研究が必要な場合には、理事会に特別委員会を設置することができる。

2 委員は、会長が委嘱する。

3 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。

4 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

5 委員の委嘱及び審議経過並びに結果は、理事会に報告しなければならない。

(会議の運営)

第16条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 総会の議長は、役員以外の会員から選出し、他の会議の議長は会長があたる。

(議事の表決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第18条 各自治会の相互連絡機関として地区協議会を置く。

中 央 地 区	久保町、銀座1丁目、銀座2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下材木町、寺町、蓬莱町、三幸町、鳥居跡町、下横町、西鹿沼町、日吉町、花岡町、日吉台団地
東 部 地 区	万町、朝日町、末広町、東末広町、中田町、下田町1丁目、下田町2丁目、貝島町、上野町、府所町、府中町、府所本町

北 部 地 区	御成橋町、泉町、睦町、戸張町、千手町、上材木町、天神町、文化橋町、上田町、坂田山
菊 沢 地 区	玉田町、見野、下遠部、富岡、武子、武子ニュータウン、下武子町、下武子城山、古賀志町、高谷、仁神堂町、栃窪、千渡
東 大 芦 地 区	酒野谷、下日向、上日向、深岩、笹原田、下沢、引田
北 押 原 地 区	村井町、上殿町、樅山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町、下奈良部町、上奈良部町、みなみ町
板 荷 地 区	板荷1区、板荷2区、板荷3区、板荷4区、板荷5区、板荷6区、板荷7区、板荷8区、板荷9区
西 大 芦 地 区	西大芦1区、西大芦2区、西大芦3区、西大芦4区、西大芦5区、西大芦6区、西大芦8区
加 蘇 地 区	野尻、加園、加園上、下久我、上久我第1、上久我第2
北 犬 飼 地 区	上石川1区、上石川2区、茂呂、白桑田、深津、下石川、池ノ森、松原
東 部 台 地 区	晃望台、東町、幸町1丁目、幸町2丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、西茂呂北、西茂呂南、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目
南 摩 地 区	佐目町、油田町、下南摩町、西沢町1区、西沢町2区、上南摩町、旭が丘
南 押 原 地 区	楡木開運町、楡木寿町、楡木日之出町、磯町、野沢町、亀和田町、北赤塚町、藤江町、南上野町、大和田町
栗 野 地 区	釜場、新宿、下の沢、下町、なか町、上町柏木、叶桑沢、横町、中妻、三坪、日渡路、中栗野、入栗野
粕 尾 地 区	下粕尾、中粕尾、上粕尾
永 野 地 区	下永野、上永野
清 洲 地 区	久野、深程、北半田

2 各地区の代表者は地区毎に選出し、管理運営等についてはそれぞれの地区独自による。

(経費)

第19条 本会の経費は、市交付金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この会則は、昭和62年4月6日から施行する。

(経過措置)

2 設立当初の副会長の数は、第5条の規定にかかわらず5人とする。

3 設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この会則は、平成14年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月23日から施行する。